

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
規 則	
○北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（経済部総務課）	33
告 示	
○北海道不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則の一部改正…（計画推進局）	34
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…（循環型社会推進課）	34
○有害図書類の指定……………（くらし安全推進課）	34
○土地改良事業の工事の完了の届出……………（農業施設管理課）	34
○道路の供用の開始……………（道路課）	35
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	35
道立江差病院告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	35
道教育庁上川教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	35
道人事委員会規則	
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する規則の一部を改正する規則……………	36
規 則	
北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成22年12月28日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第73号	
北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則（平成20年北海道規則第66号）の一部を次のように改正する。	

第2条第10号ア中「を除く」を「及びITパスポート試験を除く」に改める。

第6条第2項第3号を次のように改める。

(3) 別表第1の類型Ⅱの項の区分に係る認定を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類

ア 工業団地の地域内に立地したことを証する書類

イ 工場等の敷地に係る不動産の登記事項証明書（当該敷地を借り受けた場合は、その契約書の写し）（別表第1の備考1(2)に該当する増設をする場合を除く。）

別表第1の類型Ⅰの項中「1に掲げる業種をいう。」及び「2に掲げる業種をいう。」の次に「以下この表及び」を加え、同表の備考1を次のように改める。

1 この表の類型Ⅱの項における「増設」は、次のいずれかに該当するものに限るものとし、かつ、工場等の移転は含まないものとする。

(1) 工業団地の地域内に新たに土地を取得、賃借等により確保してから3年以内に工場等の工事に着手したもの

(2) 自動車関連製造業、電気・電子機器製造業又は食料品製造業（日本標準産業分類に定める食料品製造業をいう。）の工場に係るもの（市町村が行う立地助成措置の対象となるものに限るものとし、(1)に該当するものを除く。）

別表第1の備考3中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

別表第2の類型Ⅱの項第5欄を次のように改める。

次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 新設又は増設（前表の備考1(1)に該当するものに限る。）の場合
投資額の100分の8に相当する額（その額が3億円を超えるときは、3億円（対象施設が環境配慮型データセンター（投資額が20億円以上のものに限る。）であってその額が5億円を超えるときは、5億円））

イ 増設（前表の備考1(2)に該当するものに限る。）の場合
投資額の100分の4に相当する額（その額が3億円を超えるときは、3億円）

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

告 示				
北海道告示第830号 昭和40年北海道告示第601号（北海道不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則）の一部を次のように改正し、平成23年1月4日から施行する。 平成22年12月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 第1の事項中「西6丁目」を「西7丁目」に改める。				
北海道告示第831号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。 平成22年12月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 指 定 番 号 第75号 2 指 定 の 区 域 雨竜郡雨竜町字恵岱別207番299の一部 3 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号				
北海道告示第832号 北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第16条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。 平成22年12月28日 北海道知事 高 橋 はるみ				
図 書 類 の 種 別	図書コード	図 書 類 の 名 称	発 行 所、制 作 所、受 審 会 社 等	
雑 誌	02971-01	危険な愛体験 Special 1月号	平成23年1月1日発行	パ ナ ジ ー 出 版 株 式 会 社
同	01887-01	うぶモード 1月号	平成23年1月1日発行	株 式 会 社 コ ア マ ガ ジ ン
コミック	56456-04	ちいさなおてにやわらかほっぺ	平成22年12月10日発行	株 式 会 社 茜 新 社
同	56456-03	ママに射精しちゃダメえ〜！	平成22年12月10日発行	同
同	52006-24	禁距離恋愛	平成22年12月16日発行	株 式 会 社 ヒ ッ ト 出 版 社
雑 誌	13751-12	コミック アンリアル 12月号	平成22年12月1日発行	株式会社キルタイムコミュニケーション
同	13729-01	コミック メガストア 1月号	平成23年1月1日発行	株 式 会 社 コ ア マ ガ ジ ン
同	17999-1	COMIC ペンギンクラブ 1月号	平成23年1月1日発行	辰 巳 出 版 株 式 会 社
同	20839-1/12	comic キャンドール VOL.84	平成23年1月12日発行	株 式 会 社 実 業 之 日 本 社
同	12955-01	キャノプリ comic 1月号	平成22年11月29日発行	株 式 会 社 ジ ー オ ー テ ィ ー
同	13877-1	COMIC 快樂天 1月号	平成22年11月29日発行	株 式 会 社 ワ ニ マ ガ ジ ン 社
同	14077-01	ザ・ベストマガジン Special 1月号	平成22年12月5日発行	株 式 会 社 ベ ス ト セ ラ ー ズ
同	60530-88	RINDA DVD 艶妻昇天	平成23年1月10日発行	株 式 会 社 サ ン 出 版
同	11403-1	アジアン王 1月号	平成23年1月1日発行	マイ ウ ェ イ 出 版 株 式 会 社
同	60530-90	四十路 艶めき妻	平成23年1月15日発行	株 式 会 社 サ ン 出 版
同	07957-1	別冊コミックまあるまん 1月号	平成22年12月7日発売	株 式 会 社 ぶ ん か 社
同	18400-01	人妻寝取られて vol.14	平成22年11月25日発売	株 式 会 社 一 水 社
同	12203-01	月刊 オン、ドット VOL.27	平成22年12月10日発行	株式会社ハローケイエンターテインメント
同	68298-53	若妻艶情炸裂 逢引 VOL.2	平成23年1月20日発行	マイ ウ ェ イ 出 版 株 式 会 社
同	16151-1	Chu ッ SPECIAL DVD	平成22年11月30日発行	株 式 会 社 ワ ニ マ ガ ジ ン 社
同	06382-01	ニッポン全国ヤレる県ヤレる町 DVD	平成23年1月10日発行	株 式 会 社 デ ジ ス タ
同	68298-49	超ベリグ!!S級ギャル! VOL.1	平成23年1月10日発行	マイ ウ ェ イ 出 版 株 式 会 社
同	64194-99	私と露天で生ハメしてください	平成22年12月5日発行	株 式 会 社 デ ジ ス タ
同	64195-17	一番やりたい女のカラダ。	平成23年1月25日発行	三 和 出 版 株 式 会 社
指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため				
北海道告示第833号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。 平成22年12月28日 北海道知事 高 橋 はるみ				
事 業 主 体 名	地区名	事 業 の 種 類	完了年月日	
浦河町土地改良区	姉富東	緊急農地排水対策支援（暗きょ排水）	平成22.12.7	
遠別町	北里3	災害復旧〔農地〕	同 22.10.29	
同	丸松1	同	同	
同	丸松3	同	同	
同	丸松4	同	同	
同	丸松5	同	同	
同	丸松9	同	同	
同	丸松10	同	同	
同	清川1	同	同	
同	清川2	同	同	
天塩町	更岸1	同	同 22.11.18	

天塩町 同 同 同 同 同 同 同 同 同 更岸2 泉源2 泉源3 泉源5 泉源6 泉源7 泉源8 泉源9 泉源10 災害復旧〔農地〕 同 同 同 同 同 同 同 同 同 平成22.11.18 同 同 同 同 同 同 同 同 同			
北海道告示第834号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成22年12月28日			
北海道告示第835号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成22年12月28日			

道立江差病院告示

北海道立江差病院告示第25号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成22年12月28日

北海道立江差病院長 中 田 智 明

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び調達予定数量
北海道立江差病院情報システム及び附帯工事 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成22年12月 2 日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 北海道立江差病院情報システム構築業務受託コンソーシアム
代表者 アイ・テイ・エス株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区北5条西12丁目2番地
- 4 随意契約に係る契約金額
291,500,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道立江差病院庶務課
(2) 所在地 檜山郡江差町字伏木戸町484番地

道教育庁上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第52号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成22年12月28日

北海道教育庁上川教育局長 菅 沼 肇

- 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
- (1) 灯油その1（旭川北地域） 30,000 ℓ
- (2) 灯油その2（旭川西地域） 26,100 ℓ
- (3) 灯油その3（旭川東地域） 28,700 ℓ

(4) 灯油その4 (旭川南地域) 15,700 ℓ 2 落札を決定した日 平成22年12月13日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 茂田石油株式会社 (2) 住 所 旭川市住吉4条2丁目8番13号 4 落札金額 (1) 60円 (2) 60円 (3) 61円 (4) 61円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成22年11月12日付け北海道教育庁上川教育局告示第44号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目	俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（派遣の期間の初日（以下「派遣日」という。）の前日における当該職員の給料及び扶養手当（当該職員が派遣日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるものとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該職員が派遣日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、100分の100以内 第3条第1項第2号中「あらかじめ」の次に「個別に」を加える。 第3条第5項中「、第3項又は前項」を「から第5項まで」に、「決定された」を「決定され、又は前項の規定により再決定された」に、「から第3項」を「から第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「前3項」を「第1項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「第1項第2号の規定に基づく支給割合が定められるまでの間における同号に規定する職員の給与の支給割合の決定」を「第1項第1号に掲げる職員について同項の規定による給与の支給割合を100分の100未満に決定する場合」に、「と協議して行う」を「に協議する」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。 2 前項の規定による給与の支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあっては、外務公務員俸給等相当年額）を超えてはならない。 3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、次に定めるところによる。 (1) 一般の派遣職員が、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第5条第4項、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）第6条第4項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第2条第2項において準用する場合を含む。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第
道 人 事 委 員 会 規 則	
外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成22年12月28日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則16－17 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する規則の一部を改正する規則 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する規則（北海道人事委員会規則16－0）の一部を次のように改正する。 第3条の見出し中「の特例」を削り、同条第1項中「ただし書」を削り、「給与の支給割合は、」を「給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに」に改め、「当該各号に定める支給割合」の次に「を乗じて得た額」を加え、同項第1号を次のように改める。 (1) 行政職給料表の適用を受ける職員 派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、	

34号。以下「警察職員給与条例」という。)第6条第4項の規定により標準号俸数(道職員給与条例第5条第5項、学校職員給与条例第6条第5項(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。))及び警察職員給与条例第6条第5項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号俸数をいう。)を昇給するものとし、給与の支給に関する規則(北海道人事委員会規則7—280)第29条の8第1項第3号に掲げる職員であるものとする。

- (2) 一般の派遣職員に、道職員給与条例附則第29項、学校職員給与条例附則第27項(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。)又は警察職員給与条例附則第28項の規定及びこれらの規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を調整する規定の適用があるものとする。

第3条に次の1項を加える。

- 8 第1項から第5項までの規定により決定され、又は第6項若しくは前項の規定により再決定される給与の支給割合には、100分の1未満の端数があってはならないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。
(改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める職員)
- 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例の一部を改正する条例(平成22年北海道条例第58号。以下「改正条例」という。)附則第2項の人事委員会規則で定める職員は、改正条例の施行の日以後に外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する規則(北海道人事委員会規則16—0。以下「派遣規則」という。)第3条第7項各号に掲げる額が著しく変動した場合において特に給与の支給割合の再決定の必要があると認められることとなった職員とする。
(改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員)
- 3 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員は、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日以後に派遣規則第3条第7項各号に掲げる額が著しく変動した場合において特に給与の支給割合の再決定の必要があると認められることとなった職員とする。
(給与の支給割合の決定)
- 4 改正条例附則第2項又は第3項の人事委員会規則で定める職員に該当した職員の給与の支給割合は、派遣規則第3条第7項各号に掲げる額が著しく変動した日を派遣の日とみなして同条第1項から第5項までの規定により決定するものとする。
(端数計算)
- 5 改正条例附則第2項又は第3項の規定による給与の支給割合に100分の1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
(北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部改正)

- 6 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則(北海道人事委員会規則2—45)の一部を次のように改正する。

別表第2個別事項第55号中「の規定に基づき、行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員に係る派遣期間中」を「に掲げる職員」に改め、同事項第56号中「第3条第3項」を「第3条第5項」に、「基づき、同条第1項第2号の規定に基づく支給割合が定められるまでの間における個別の給与の支給割合について」を「基づく」に改める。